

レイクグリーンパーク及び  
指宿市池田湖畔艇庫  
指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

指宿市農水商工観光部観光施設管理課

# レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫

## 指定管理者募集要項

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の管理運営を効果的かつ効率的に行い、市民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年指宿市条例第199号。以下「手續条例」という。）の規定に基づき、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫を一体として管理運営する指定管理者を次のとおり募集します。

### 1 対象施設の概要

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫管理運営業務仕様書の「Ⅱ施設の概要」に記載のとおりです。

### 2 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

※ ただし、手續条例第13条第1項の規定により、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

「指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」より抜粋  
（指定の取消し等）

第13条 市長等は、指定管理者が第11条本文の規定による提出をしないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、指宿市レイクグリーンパーク条例（平成18年指宿市条例第124号）第4条及び指宿市池田湖畔艇庫条例（平成31年指宿市条例第9号）第4条に規定する以下の業務です。

なお、業務の詳細については、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫管理運営業務仕様書の「Ⅳ 業務の範囲及び内容」に記載のとおりです。

- (1) レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の施設（設備を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の行為の許可に関する業務
- (3) レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の利用の不許可等に関する業務
- (4) レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の利用に係る料金に関する業務

務

(5) 前各号に掲げるもののほか、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の管理に関して市長が必要と認める業務

#### 4 指定管理施設の管理基準

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫管理運営業務仕様書の「Ⅲ 管理の基準」に記載のとおりです。

#### 5 指定管理にかかる経費等

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫管理運営業務仕様書の「Ⅵ 管理に関する経費等」に記載のとおりです。

#### 6 市と指定管理者の責任の分担

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫管理運営業務仕様書の「Ⅴ リスク分担」に記載のとおりです。

#### 7 公募及び指定等のスケジュール

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者の公募及び候補者の選定等については次の日程により行います。

なお、申請書受付以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がありますので、その場合は、応募した団体等にその旨通知します。

| 工 程                              | 予 定 時 期                                                                                |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 募 集 要 項 の 配 布                    | 令和8年7月1日（水曜日）から<br>令和8年8月31日（月曜日）まで<br>※窓口での配布は開庁日に限る。                                 |
| 現 地 説 明 会                        | 令和8年7月24日（金曜日）から<br>令和8年8月3日（月曜日）まで<br>※平日 90 分程度（事前申込制）<br>※申込期限：令和8年7月27日（月曜日）午後5時まで |
| 申 請 書 の 受 付                      | 令和8年7月27日（月曜日）から<br>令和8年8月31日（月曜日）午後5時まで<br>※窓口での提出は開庁日に限る。                            |
| 指 定 管 理 者 候 補 者<br>選 定 結 果 の 通 知 | 令和8年10月                                                                                |
| 指 定 管 理 者 の 指 定<br>( 議 決 )       | 令和8年12月                                                                                |
| 基 本 協 定 書 の 締 結                  | 令和9年1月                                                                                 |
| 年 度 協 定 書 の 締 結                  | 令和9年3月                                                                                 |

## 8 応募の手続等

### (1) 指定管理者応募に関する問合せ、申込先及び各種書類の提出先

指宿市農水商工観光部観光施設管理課観光施設管理係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2-4-24番地

電話 0993-22-2111（内線2332）

FAX 0993-23-4987

観光施設管理課メールアドレス fureai@city.ibusuki.jp

指宿市ホームページアドレス <https://www.city.ibusuki.lg.jp>

### (2) 応募資格

申請者は、法人その他の団体又は共同企業体の構成員全員が以下の資格要件を全て満たす者に限ります。団体の場合、法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人は申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

ウ 申請者が国税、市税等の納付義務がある団体等である場合、当該税金に滞納がないこと。

エ 申請者となる団体の代表者が国税、市税等の納付義務がある場合、当該税金に滞納がないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていないものであること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

その他、指定期間中、当該施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体又は法人その他の団体により任意に結成された共同企業体とする。

### (3) 指定管理料の基準価格

基準価格は、5年間総額で58,324,000円（税込み）とします。

なお、基準価格を上回る額での応募は失格となります。

### (4) 施設管理に関する特記事項

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の維持管理に要する経費を指定管理料としていますが、活性化施設の展示販売室・厨房・試食室・加工室（附属する施設を含む。）については、自主事業実施のためのエリアになりますので、貸付料が必要になります。

### (5) 募集要項等の公表・頒布

募集要項等の入手方法については、①市のホームページからダウンロードする方法と②直接受け取りに来られる方法のいずれかになります。直接受け取りに来られる場合は、指宿市農水商工観光部観光施設管理課観光施設管理係にて配布します。

なお、郵送、電子メール、FAXによる請求は不可とします。

ア 配布期間 令和8年7月1日（水）～ 令和8年8月31日（月）

※窓口での配布は開庁日に限る。

イ 配布時間 午前8時30分 ～ 午後5時

## (6) 現地説明会への参加

次のとおり現地説明会を行います。

応募を予定されている方は、『現地説明会への参加が応募の必須条件』となります。  
現地説明会への参加がない場合、応募は認められませんので、必ず参加してください。

なお、参加者定員については応募予定者毎に3名までとします。

ア 申込方法 「レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫指定管理者募集要項<申請関係書類 様式集>の【様式1】」に必要事項を明記の上、持参、郵送、電子メール又はFAXにより、下記申込期限までに申し込んでください。

なお、電子メール、FAXの場合は、電話で着信確認を行ってください。

イ 申込期限 令和8年7月27日（月）（午後5時までに必着）

※ 窓口での提出は開庁日に限る。

<現地説明会開催場所日時>

ウ 開催日時 令和8年7月24日（金）～ 令和8年8月3日（月）

※ 上記期間中の平日90分程度。詳細な日時は調整し、決定します。

エ 集合場所 レイクグリーンパーク内活性化施設（えぷろんはうす池田）

住所：鹿児島県指宿市池田3537番地

## (7) 質問等受付

ア 受付方法

質問については、別途配布の「レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫指定管理者募集要項<申請関係書類 様式集>」の【様式2】によって受け付けます。

質問内容を記入の上、応募書類の提出先に持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。郵送、電子メール及びFAXの場合は、電話で着信確認を行ってください。なお、口答、電話による質疑は、一切受け付けません。

イ 受付期間 令和8年7月24日（金）～ 令和8年8月7日（金）  
（午後5時までに必着）

ウ 受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時（持参の場合）

エ 質問内容 具体的な項目について、簡潔かつ明瞭に表記してください。抽象的な質問には、回答できない場合があります。

オ 質問者 質問を行うことができる者は、現地説明会へ参加された応募者に限ります。

## (8) 質問に対する回答

ア 質問に対する内容及び回答（以下「質問回答書」という。）については、後日、指宿市から送付します。

なお、現地説明会へ参加された全応募者に、同一の質問回答書を書留にて郵送し、質問回答書をもって、本募集要項の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とします。

イ 回答予定日 令和8年8月14日（金）までに質問回答書を市のホームページにて公開予定

## (9) 申請関係書類

申請の際には次の書類を提出してください。

申請書類（以下「応募書類」という。）のうち、ア～ウ及びキの申請書については、レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫指定管理者募集要項＜申請関係書類様式集＞に様式があります。

なお、応募書類の作成及び提出に要する費用は、申請を行う法人等の負担とします。

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・【第1号様式】

イ 事業計画書・・・・・・・・・・【第2号様式】

ウ 管理の業務に関する収支予算書・・・・・・・・【第3号様式】

エ 法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

オ 法人以外の団体の場合は、定款その他約款

カ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算（事業経歴を含む。）に関する書類（ただし、法人等としての実績がない場合を除く。）

キ 宣誓書

ク 印鑑証明書（法人格を有さない団体の場合は、代表者個人の印鑑証明書）

ケ 申請者が国税、市税等の納付義務がある団体等である場合、当該税金に滞納がないことの証明

コ 申請者となる団体の代表者が国税、市税等の納付義務がある場合、当該税金に滞納がないことの証明

サ 団体等の組織図、役員等名簿

シ その他指定管理者の指定に関し市長が特に必要とする書類

## (10) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本15部（副本は、複写可とする。）

## (11) 応募書類の受付期間及び時間

ア 受付期間 令和8年7月27日（月）～ 令和8年8月31日（月）  
（午後5時までに必着）

※ 窓口での提出は開庁日に限る。

イ 受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時

## (12) 応募書類の提出方法

応募書類を提出しようとする法人等は、事前に指宿市観光施設管理課観光施設管理係に電話連絡の上、指定する日時に応募書類を観光施設管理課観光施設管理係へ提出してください。

応募書類の提出方法は、持参又は郵送（信書として取り扱える事業者での配送は可とする。）とし、令和8年8月31日（月）午後5時までに必着とします。これ以降に届いた場合については失格となります。

なお、郵送の場合は、受け取り確認のできる方法で送付してください。

応募申込の際、応募書類に対し、観光施設管理課から質問する場合がありますので、質問に回答できる方が持参してください。また、郵送については、問い合わせる場合がありますので、回答できる方の対応をお願いします。

## (13) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属します。ただし、市は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を利用することができることとします。

イ 応募書類その他提出された書類は返却しません。

ウ 応募書類その他提出された書類は、指宿市情報公開条例（平成18年指宿市条

例第 12 号) の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は非開示とします。

エ 提出期限後、応募書類その他提出された書類の再提出又は差替えは原則として認めません。

オ (9)の申請書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合や、内容確認をする場合があります。

カ 手続条例、指宿市レイクグリーンパーク条例、指宿市池田湖畔艇庫条例、その他関係する法令等を了知の上で応募してください。

## 9 プレゼンテーション

申請書類を期限内に提出した申請者には、申請内容についての説明及び質疑に回答していただくため、プレゼンテーションを行います。日程及び時間については9月中旬ごろを予定しています。なお、プレゼンテーションに出席しない申請者は、失格とします。詳細については、各申請者に個別に連絡します。

## 10 指定管理者の選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する指宿市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定基準に基づき総合的に評価して指定管理者の候補者（以下「指定管理者候補者」という。）の選定を行います。

### (2) 選定基準

指定管理者候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。

ア 事業計画書の内容が、市民や観光客の平等な利用の確保に十分なものであること。

・事業計画の内容が、市民や観光客が広く利用可能なものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、委託業務に係る経費の効率化が図られるものであること。

・事業計画の内容が、委託業務の内容を理解し、かつ、適切なものであること。

・事業計画の内容が、現実的かつ独創的であること。

・事業計画の内容が、効果的かつ効率的な委託を実施できるものであること。

・適正な収支計画であること。

ウ 事業計画書に沿った当該公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。

### (3) 主な審査の項目

ア 施設運営の理念・意欲

イ 運営方針・実績・ノウハウ

ウ 管理の基準・サービス提供の内容（休場日、閉場時間、利用料金等）

エ 収支計画（指定管理料を含む。）

オ 施設設備等の保守管理及び衛生環境の確保

カ 利用促進に関する事項

キ 個人情報の保護への対応

ク 火災・盗難等の事故・事件の防止措置に関する事項

ケ サービス提供体制（職員の配置）

コ 危機管理の体制・緊急時の対応サービス提供体制（職員の配置）

サ 財政基盤

シ 地域経済への波及効果（地域住民の優先雇用等，周辺観光施設との連携による地域活性化）

#### **(4) 指定管理者候補者の決定等**

選定委員会での審査結果を踏まえ，指定管理者候補者を決定します。

選定結果については，応募書類を提出した団体等に書面で通知するとともに公表します。

なお，審査結果に対する質問や異議については，一切受け付けません。

#### **(5) 選定対象の除外等**

次のいずれかに該当する団体等は，指定管理者候補者の選定の対象から除外します。

また，指定管理者候補者の決定を受けた団体等が，当該決定後に次のいずれかの場合に該当することが判明したときは，当該決定を取り消します。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に，事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

### **11 指定管理者の指定及び協定の締結**

#### **(1) 指定管理者の指定**

指定管理者の指定は，決定した指定管理者候補者をレイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の指定管理者として指定する旨の議案を指宿市議会に提出し，その議決を得て行います。

#### **(2) 協定の締結**

指定管理者を指定（議決）した後に，市と指定管理者は業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上，協定書を締結します。

#### **(3) 留意事項**

ア 指定管理者としての指定を受けた者が正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は，指定管理者の指定の議決後においても指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者としての指定を受けた者が，協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した場合には，指定管理者の指定を取り消し，協定を締結しないことがあります。

（ア）資金事情の悪化等により，事業の履行が確実でないと認められるとき。

（イ）著しく社会的信用を損なう等により，指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

### **12 モニタリングの実施**

指定管理者が指定管理施設で提供する利用者へのサービスについて，市との間で取り決めた仕様書や協定書等の要求水準を満たしているか否か等の確認を行うほか，指定管理者自身がサービスの安定的，継続的な提供が可能な状態にあるかなどといった確認や調査を行うことで，より効果的・効率的な施設の活用を行うとともに，利用者へのサービス向上を図るため，別に定める指針に基づきモニタリングを実施します。



### 13 事業の継続が困難になった場合の措置等

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し又は必要な指示をすることがあります。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (3) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議します。

### 14 様式等

#### (1) 様式等のダウンロード

この募集要項や申請に必要な様式等は、市のホームページからダウンロードすることができます。

指宿市ホームページアドレス：<https://www.city.ibusuki.lg.jp>

#### (2) 応募書類の内容に関する調査等

必要に応じて、応募書類の内容について申請者から聴取調査を行うことがあります。

### 15 管理運営業務仕様書

レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫管理運営業務仕様書です。

### 16 参考資料

- (1) レイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫位置図(別紙 1)
- (2) レイクグリーンパーク敷地平面図(別紙 2)
- (3) 活性化施設 内部平面図(別紙 3)
- (4) 池田湖畔艇庫 平面図・施設内平面図(別紙 4)
- (5) 管理の業務に関する実績報告書(令和 4 年度～令和 7 年度)(別紙 5)
- (6) 指宿市レイクグリーンパーク条例(別紙 6)
- (7) 指宿市池田湖畔艇庫条例(別紙 7)